

| | |
|------------------|---|
| Title | 徳川貨幣制度の本質について |
| Sub Title | |
| Author | 野村, 兼太郎(Nomura, Kanetaro) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1939 |
| Jtitle | 史学 Vol.17, No.3 (1939. 4) ,p.1(341)- 30(370) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19390400-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

徳川貨幣制度の本質について

野村兼太郎

一

普通徳川時代を米遣ひの經濟と稱する。それは初期にあつて米穀が貨幣と同様に使用された事實がある一部に存してゐたことと、貢租が物納であり、武士の俸祿がそれに依つて評價されてゐたと云ふ事實に依存するものである。しかし徳川時代の經濟全體を代表するものとして「米遣ひ」と云ふことは人を誤解させるものである。それならば當時の著者の屢々用ひる金銀遣ひと云ふ言葉は當時の經濟狀態を指示するに適當な表現であるかと云へば、これにもかなり疑問がもたれる。當時の貨幣制度は金本位制度でもなければ、銀本位制度でもなく、又金銀複本制度でもない。

從來徳川時代の貨幣制度を説明するのに、金銀錢三貨通用を以つてする。金銀錢何れも地金を基礎として價格を定められ、法定比價は存してはあるが、實際にはその時々の相場に依つて決定され、法定比

價は殆ど無意味なものとなつてゐた。そして金及び錢は數量を以つてなす定位貨幣であつたが、銀は秤量貨幣であつたと説明する。勿論この説明は誤謬とは云へない。しかし個々について見ると、金銀の如きは眞に貨幣と云ふべきや否やについて、かなり疑問さへもたれる。銀は秤量して交換の用に供し、金は枚數に依つてなすと云ふが、必らずしもかく斷言は出來ないやうである。今一二顯著な例を掲げると、延寶二寅年四月十八日の町觸に、

「一當春より町中小判之吟味つよく諸人令難儀之條相聞候舊冬迄用來候小判無相違前々之ことく可用遣之於金座直小判ニ今度改新極印打之由ニ候得共向後可相止旨申渡候間新極印無構常々之通取遣可仕候若違背之族在之ハ可爲曲事者也」(「徳川禁令考」第六帙一六三頁)

元祿改鑄以前のことであるから、こゝに云ふ「小判の吟味つよく」は量目不足に對する穿鑿と考へてもよいと思ふ。偽造に對する吟味としては後半の文章が意味をなさない。さうだとすれば、かなり早くから小判、即ち金貨に對してもかなり量目を問題としたものと考へられる。元祿改鑄後、種々なる品質の金貨が流通するやうになると、益々吟味するやうになることは容易に想像される。私が徳川時代の文書を整理しつゝある際にも、それが證據となるやうなものを發見するが、こゝには瀧澤馬琴の文政十一年戌午日記中の一節を引用しよう。彼が九月三日に大丸で買物をして支拂つた小判について次ぎのやうな記事がある。

「今日持參の小ばん目方少々かるく候に付、三匁引けのよし、大丸にて右之段申に付、不^レ得^レ已三匁引せ勘定いたし遣す、右之小判は、當夏西村やより請取候五兩之口に可^レ有^レ之候へども、程過候事故、予損いたし不^レ及^ニ沙汰」（「近世文藝叢書」第十二、一〇九頁）

鑄造技術の拙劣であつたことも、かうした現象を生じさせたのであらうが、一般にそれ等が一個の貨幣としてよりも、金地金の商品として取扱はれたと云ふ感が起らざるを得ない。金銀錢三貨が混用せられ、その價値は時々に需要供給に依つて變動する狀態は眞の意味で貨幣なりや否や疑問である。このことは故瀧本誠一博士の「日本貨幣史」中すでに注意されてゐる。即ちジイド^ビこの種の金片は最早實際上の貨幣でなく、金塊に過ぎないと云つてゐるのを引用され、「斯る狀態にある金片が貨幣なりや否やは別問題として、此金貨に就て謂へる方法は、仍ち徳川時代の銀貨に付て恰當することであつて、銀貨十銀豆板銀は略^ミ一定數量を有したるも、其の金貨又は銅貨に對する關係に於ては、時々に其值の變動を見たのである。」（同上七三頁）。唯私はそれが單に銀貨ばかりの問題ではなく、金貨についても殆ど同様に云ひ得るのではないかと云ふことと、この點を十分に究明することが徳川時代貨幣制度の本質を明かにする一つの鍵ではないかと考へる。

以上米、金、銀、錢の外に、徳川時代の通貨を明かにするのには、さらに藩札を問題とする必要がある。明治四年の調査に依れば藩札を發行した藩は二百四十四藩、幕府直領（縣）十四、旗本領九を算へ

てゐる。かく各所で藩札の發行されたことを單に藩財救濟のためとして看過することは出來ない。

私は以下それぞれについて少しく考察をなし、徳川時代貨幣制度の本質を少しでも明白にして見たいと思ふ。この點を明かにすることは、やがて所謂徳川封建經濟の本質を明かにすることであり、又わが國における貨幣經濟の展開を明かにすることにもなる。唯今日までに利用し得た資料は未だ不十分である。その點において以下の小論は一つの試論に過ぎないものである。

二

米が貨幣同様に物を買ふ役目をした事實は徳川時代の著作にも見えるが、多くは錢の十分に行きわたらぬ地方などで例外的に使用されたものである。しかし日雇の給料などに米又は麥を與へたことは、丁度下級武士に何人扶持がつけ加へられたやうに、かなり末期まで行なはれてゐる。それ等は後にも述べるつもりであるが徳川封建社會の一つの慣行とも見るべきものであらう。その外にも賴母子などに米を以つてなした例は初期には相當に見られる。次ぎの如きはその一例である。

「預り申米賴母子之事

一米高合壹石八斗なま

右之賴母子伊勢路村伊左衛門宿本致ひ賴母子米札入ニ而落預り申所實正也相みち申迄米壹斗五升麥三

斗ツ、急度かけとけ可申ル若遅々仕ル玄質物として玄ゝひろ之田書入申上ル相當程ハ急度相渡シ可申
ル爲其手形狀如此ル以上

元
己ノ
祿貳年
十月廿八日

いせち村
吉三郎印

講人文四郎印

賴母子惣仲間中ニ

」

しかし米穀類をかうした方面に使用することは漸次に減少して來た。このことはかの米の御張紙値段と米價との關係についても云ひ得られるやうに、米穀の商品性が次第に増大し、その貨幣的性能を漸次に離脱するに至つたからである。米が價值の標準となるよりも、金銀の方が一般的になつて來たのである。従つて米穀が純粹に貨幣的役割を勤めることは、全體として例外的現象と見てもよからう。唯徳川時代の封建的様式が米穀を特殊な商品としたことは否定し得ない。しかしそゞに注意を喚起したいことは、貢租の米納についてである。貢租が米の收穫高に割定てられたことは云ふまでもないことであるが、實際に收納されたものの大部が米ではなく、金銀であつたことである。勿論幕府の貢租が淺草の御藏に輸送されたり、各藩の貢租が大阪の藏屋敷に送られたには違ひないが、それはすでに商品として賣却されるために送られたのである。所謂藏米取の旗本は札差から金を受取るのである。私はこの間の事情を知行取の旗本について少し説明して見たい。

旗本がその所領から貢租米を請取ることは殆どないやうである。唯飯米として自家用の分を送附させることはかなり一般的である。そこに自然經濟時代の名残が認められる。高持百姓はその石高に割宛られた數量を名主又は庄屋の家に運ぶ。名主はこれを検査して收納した後に、地頭の自家用米を除いた残餘を穀屋に賣却する。又は自ら穀屋を營む者も少なくなつたやうである。そしてその代金を地頭の屋敷に送附する。又しそれが江戸の穀問屋とに關係があれば、時には直接穀問屋から旗本領主に送金される。何れにしても領主は貢租を直接に米穀を以つて請取ることはない。今一二の例を示さう。

武藏國葛飾郡吉野村、嘉永七年寅十一月の分、（松彌壽之進領所）

「目録」

一米五拾四俵

田方納辻

但シ四斗入
延口共

内

米貳俵

名主給米被下し

同貳斗

人足夫持米被下し

同貳斗

大豆代米被下し

△米三俵

差引米五拾壹俵

此石貳拾石四斗

相場七斗五升

代永廿七貫百八拾壹文貳分

一永貳貫四百四拾六文

畑方納辻

一永貳百五十文

大豆代永

ペ永廿九貫八百七拾七文貳分

(以下地頭所先借差引は略す)

」

かうした例を重ねることは甚だ容易ではあるが、徒らに煩雜を増すのみであるから、これを省略する。

旗本にとつては藏米に收納することは甚だ面倒であるために、恐らくかうした例が一般的になつたのであらう。中には名主が地頭所の賄方一切を取計つてゐた例も少なくない。拙稿「旗本困窮の過程について」(「三田學會雑誌」第二十八卷第一號所載)、「旗本の分度生活」(同上第三十二卷第五號所載)等に例示してあるから、參照されたい。要するに貢租の「割附帳」や「皆濟目錄」に現れてゐるのは、表面上のものであつて、實際には一般に「勘定帳」と呼ばれてゐるものに眞の收支が審かにされてゐるのである。

かうした領主とその領地との關係がこゝに地方的な金融關係を生じてゐる。即ち領地の名主又は間屋→江戸の出入商人→江戸屋敷の金融關係である。今一例として上總國部原の江澤家と江戸商人と領主との間に取替された爲替手形數通を紹介して置かう。

(一) 江戸商人より江澤へ

「 爲替金手形之事

一金四拾三兩也

但通用金也

右之金子濱勝浦久我三十郎殿國許に持參之金子ニ御座ひ處當方に受取爲替ニ仕ひ間此手形相廻次第御引替ニ書面之金子御同人方ニ御渡可被下し爲後證爲替手形仍如件

安政三年十一月廿六日

なるかや 茂兵衛印

江澤縫殿助様

(裏書) 表□之金子慥ニ受取申ひ以上

久我三十郎印

(二) 江澤より江戸商人へ

「 爲替納金之事

一金貳百兩也

右者別紙添帳御披見之上此手形着之節例之通濱町御屋敷地方御役所ニ書面之金子御納被成可被下し爲

其徵券仍而如件

安政三年二月十三日

江澤潤左衛門(印)

水戸屋次郎右衛門殿

(裏書) 表書之通無相違受取申れ

辰二月

坂井清兵衛

(三) 江澤より江戸商人へ

「 覚

一金百兩也

右之金子此書付御引替ニなるかや新兵衛方ニ無相違御渡可被下ル爲念如此御座ル以上

慶應貳寅年十一月廿日

江澤潤左衛門(印)

和泉屋三郎兵衛殿

(裏書) 表書之金子慥ニ請取申ル以上

辰十一月晦日

奈るか屋新兵衛(印)

(四) 江澤より江戸商人へ

「 爲替納金手形之事

徳川貨幣制度の本質について(野村)

(三)

一金貳百兩也

右者本所横川端 御屋舗に此手形御引替ニ御上納可被成ル爲念券文仍ル如件

慶應三卯年八月八日

上總部原

江澤潤左衛門印

なるかや忠兵衛殿

(裏書) 表書之通受取之申ル以上

卯八月十三日

中西重治印

上掲の如き例は大體各地の間に見られるが、こゝにこのことを例證して置くのは、徳川時代における地方的金融の存在を讀者に記憶して置いて戴きたいために外ならない。後に論及するところと關係があるからである。又動もすれば徳川時代を極端に自然經濟的に考へる人もあるので、敢て例示したのである。

しかし大體上述の傾向は旗本、もしくは小諸侯に見られるのであるが、この場合百姓から名主までは明かに穀納であるが、それから先が金納となつてゐるのである。このことは明治になつてから小作料が穀納であり、地租が金納であるのと比較して見ると、本質的に大差ないことになる。しかし大名の例を見ると、多くは藏米を收納してゐるので、この場合は百姓から名主又は庄屋、それから地方役所までは

米で收授され、それから後に米を商品として取扱ふことになる。

以上に依つても明かであるやうに、ある程度まで自然經濟の殘滓とも見らるゝ形態は存在してはゐるが、全體として米は商品化されつゝあつたと見てよい。唯すべての百姓が市場を目標として生産したかどうかは疑はしいが、生産されたものを賣却して金銀を納付する形態が進めば、その生産物は結局商品的なものとして取扱はれざるを得ない。従つて地方の名主や大百姓が地主化して、次いで穀屋を營む者を生ずることになる。さらに酒屋又は質屋などの金融業を營み、商人化してゆく形はかなり普遍性を有してゐると見てもよい。私は徳川時代の文獻中にそれ等を證明すると思はれるものを相當發見出来るが、こゝでは直接關係がないから省略する。

三

米に次いで金銀が問題となるが、通常關東は金遣ひで、關西は銀遣ひであると云はれてゐる。しかしあくまでも江戸で銀が使用されず、大坂では金が遣へないと云ふわけではない。ある程度まで兩方とも使用されてゐる。唯概して云へば江戸では金、大坂では銀となつてゐる。かく金銀使用の範圍が自ら限定されたのは、金銀兩貨を同時に使用することが甚だ不便であつたことも、その原因をなしたとも考へられる。三井高維氏は江戸大坂の金銀相場の成立を外國爲替と比較して次ぎの如く云はれてゐる。「即ち其

江戸に於ける相場の成立は、爲替の受取勘定相場に當り、從てその高値は、大阪の下値に當る。之に對して大阪の金相場と云ふものは支拂勘定相場に當るが故に、その安値は、江戸の高値に當るわけである。蓋し江戸時代の金銀爲替と云ふものは、主として大阪に於ける幕府の金藏と江戸の金藏の間に於ける所謂『御爲替』といふものと、三都間の兩替屋及三都に取引ある商人間に於ける一般の爲替と云ふものが、あつて、それぐに爲替手形等の形式なども備はつて居り、『江戸爲替』或は『上方爲替』等の取組が頻繁であつたから、自然爲替景氣と云ふものが生じたものである。金銀相場の變動は、この爲替取組の多少による爲替相場と密接の關係があつた。是れ即ち江戸時代の爲替相場の特色である。要するに、江戸時代の江戸及上方間の金銀流通狀態が、今日の外國爲替に比較すべきものであつたといふ事は、金銀相場變動の一素因として最も注目すべき事である。」(「兩替年代記關鍵」卷二考證篇二四六頁。)

兩地域間の金又は銀の現送を出来るだけ避けることに依つて、兩者間の取引を決済する金銀爲替の相場が發生することになる。現送の危険と費用とがその開きの限度であつたらうが、このために金銀貨の使用はかなりに節約され、局限されたであらう。明和二年に五匁銀を作つて、十二枚を以つて一兩とし、又安永元年に南鎌二朱銀を發行したことは、幕末における一分銀などと共に、徳川時代の貨幣制度を益々混亂させるに過ぎないものであつた。何故ならばそれは金銀比價を強いて公定せんとする結果となり、金遣ひと銀遣ひとの區別を無視する結果となつたからである。

最初に述べたやうに、一般に金銀錢三貨は秤量と計數とを以つてし、未だ本位補助の制度がなく、所謂物品貨幣であつたと云はれてゐる。換言すれば金も銀も何れも商品的性質を有してゐたのである。金銀の生産額がその本途値段——買上價格——制度等のために減少を來たし、又貿易に依る流出等のためにも減少し、金銀の不足を來たし、流通の困難を生じたのに對し、他方幕府の財政救濟のために元祿の改鑄が行なはれた。この元祿の改鑄は金銀の商品性を無視したものである。新井白石が、「異朝にしては中世より此かた寶鈔と錢とを通じ用ひ來り候由に候、我國にても近世に及びこゝかしこの國郡にて紙札といふものを以て其國郡に通じ用ひ候は即ち彼寶鈔の法に相同じ事に候、しかばたとひ其品下り候とも當時におるて其法を改定せられ、天下に通行すべき由御沙汰候上は、六十六州の人誰かは其法に違ひ背く事の候べきや、しかるに金銀の價高下し候事は、兩替の事を以て家業とし候もの共、をの／＼其利を相謀り候て、ひそかに金銀の品を論じ定め、その定め候の外には賣る事をも買ふ事も得ず候によりて、金ある人は銀と錢とにかくふべき所なく、銀ある人は金と錢とにかくふべき所なくして、金銀錢三つの寶相通じ用ひ難く候ひしかば、農工商の類は申すに及ばず武士といへども兩替の者共の掌の中に落候て、天下の大法といへどもわづる事を得ず候によりて、つるに天下の利權は兩替の者共の掌の中に落候て、天下の大法といへどもわづかに一國一郡を領し候人の紙札を以て其領内に通じ行ひ候事にも似ず候事、其是非を論するに及ばず候歟」(「白石建議」七、「改貨後議」と述べてゐるが、白石のこの議論は金銀の商品性を知らぬ議論であ

る。金銀の品質を落さずして紙幣を發行した方が、むしろ問題が少なかつたであらう。元祿、正徳、元文、明和、文政、天保、安政と何回にも亘る改鑄にも拘らず、兎に角金銀が貨幣的に使用されたのは、金銀流通の範囲が比較的局限されてゐたことと、金銀が一種の商品であり、品質を吟味しつゝ交換され得たからである。従つて金一兩と云つても、銀六十匁と云つても、それは單に抽象的な稱呼を意味するに過ぎなかつた。故にそれ等は米と同じく相互に常に變動する交換比率を制定し、それに依つてその時々に交換されるに過ぎない。米相場が變動する様に、金銀相場も變動する。從來金銀を以つて徳川時代貨幣制度の中心をなすが如く考へる者もあるやうであるが、金銀は決してその本體をなすものとは考へられない。この點についてはなほ錢、紙札等を考究した後に、再論することとしよう。

四

錢も相場に依つて變動することは金銀と同様である。又品質に依つて多少の差違を生ずることも同じである。所謂天保錢即ち天保通寶の百文錢が百文に通用しなかつたことは有名である。しかし錢は金銀とは異なつた性質と職能とを有してゐた。錢は一般の通貨として最も普遍性を有してゐた。従つて庶民生活に關係すること最も多く、荻生徂徠を始め、徳川時代の識者にしにして錢を論じた者が少くない。かつ金銀ほど品質に左右されず、一々吟味して使用するほど高價なものでもない。従つて一般には個數

に依つて容易に遣取してゐた。

徂徠が享保の不況期に際し、「當時如何様ノ事ヲシテ世界ヲ賑ワスヘキト工夫スルニ、錢ヲイルニシクハナカルヘシ、惣シテ金銀ヲ金附石ニテ心見テ位ノ克ト言、兩替ヤ抔言事ニテ大キニ愚ナル事也、元祿ニ金銀ニ歩ヲイレテ金ノ性アシケレ疋、錢値段サマテチカワネハ、慶長ノ金ノ位ト替ル事ナシ、當時元祿金銀ヲ吹スキテ性ハ克成タレ疋、錢ノ値段元祿トカワラネハ是又元祿ト全ク位替ラヌ也、一兩ハヤハリ一兩也、二兩ニモ三兩ニモツカワレス、サレハ性克成タル證ハナシ、元祿ノ金銀ヲ吹直シ性ノアシキ儘ニテ世界ノ金銀ヲ半分ヨリ内ニヘラシタルト全ク同意也、今錢ヲビタ、シク吹出シテ一兩ニ七八貫文ニシタラハ、金銀ノ員數ハ半分ニ減ジタレドモ、位一倍ヨク成ル故、元祿の金銀ヲヤハリ吹直サスニ置テ、金銀ノ員數如レ元ト全ク同意成ベシ、金銀ノ誠ノ位ト云物ハ、錢高ク成バ位下リテ、金銀ノ威光働少ク、錢安ク成バ位上リテ、金銀ノ威光働強ナル事ニテ、金銀ノ性ノ美ハ何ノ證モ無事也」(「政談」卷二)と云ひ、「錢ヲバ至極ノ安キ物ニ極テ、是ヲ土臺ニシテ金銀ノ威光働ノ強キ弱キハ見ル事也」(同上)と云つてゐるのも、錢が一般に普及して居り、物價の基礎をなすものと見て、意味のある言葉である。

勿論初期にあつては、錢も前述の如く物品貨幣であり、その賣買に天秤を使用し、量目を秤つたのであらう。しかし後には天秤を有することは、錢兩替の株を標示するに過ぎぬことになつたのであらう。例へば天秤譲渡について

「口演」

「是迄兩替仕來候伊せ屋昌兵衛様、御天秤此度拾五番組赤坂町河村清兵様方へ譲り渡ニ相成、御役所向其外相濟申、此段御承知可被下候、以上」（「兩替年代記關鍵」卷二考證篇二四六頁）

の如きは、その一例であり、又無天秤にて錢賣買をなした者が兩替屋仲間に証を入れ、「然ル上は向後釣錢差引等にあも兩替ニ似寄候義、一切爲致申間敷」（同上三六八頁）と云つてゐるのも同様である。錢の如き安價なものについては一般には個數で行なはれてゐたのである。かの一文錢百枚を一さしにして自由に使用した慣習に依つても、錢が金銀とは異なり、一般に通貨として自由に流通してゐたことを知り得る。換言すれば商品的性質は殆どなかつたと見られよう。

殊に一さし百文の中から四文を減じて九十六文で百文に通用したことなどは、錢の貨幣的性質が見られる。それと共に日本人の貨幣に對する考へ方に關聯する面白い現象だと思ふ。委細はこゝには省略するが、徳川時代にもこの慣習に疑問をもつ者が少なくなかつたと見え、隨筆などでその理由を説明しようとしてゐるものもあるが、何れも附會の説が多い。例へば「今皇國にて、天下通用の錢幣を、九十六文を以て、一百文とせし事は上杉修理大夫定政の家老、長尾將監が孫、左右衛門が子、四郎左衛門景春、後に伴玄と稱せし者の、作りなせる制にして、成ほど能き工夫なり。配分などせん時に、丁百文にては、三ツに分つ時には、三十三文三厘三三三となりて、平均なり難し。九六百文にては二ヶ割、三ヶ割、至

極通用便利也」（「梅乃塵」）の如きである。何に依據したか知らないが、素より論するに足らない。要するに百文一さしにして計算することが便利であり、普通の取引（日常の小錢遣ひにあらず）においては、百文を単位とするところから、概數で足れりとしたものであらう。又後に述ぶるが如く小錢が拂底したことから、一層かう云ふ慣習を便利としたのかも知れない。

何れにしても錢は一般通貨として最も普遍的に使用され、殊に惡幣流行せる元文以後にあつては、錢の需要は一層増加した。齋藤坦藏の「徳川氏貨幣志」に、「元文年間貨幣ヲ改鑄セシ以來、惡貨再出シ、庶民皆之ヲ惡ミ、貨主ノ貨物ヲ大坂ニ運輸スルニ、其代價ハ金銀貨幣ヲ以テセス、錢貨ヲ以テスヘキコトヲ囁セシカハ、錢貨ノ需要頓ニ其數ヲ倍シ、價格亦騰貴セシカ云々」（同書百九十一頁）とあるは何に據つたか明かにしてはゐないが、草間直方の「三貨圖案」卷五に記してある如く、「江戸ハ文金一兩ニ錢二貫七八百文（筆者註法定は一兩に四貫文なり）、コレニ依テ高直ニ致スマジキ旨、度々嚴令アリテ、兩替ノ者共糺サレシカバ、大阪表ハ錢入津少ナキ處、當秋（元文二年）以來西國北國ヨリ積登ル、米綿始々諸色ドモ、多分代錢ニテ持チ下リ、市中愈錢乏シク困窮ス、コレニ依ツテ他國ヘ錢ヲ積出ス事停止セラル、御觸書略ス 元文三年、二十日七八分ヨリ五六匁ニ至リ、國々ヘハ密ニ私ノ相對ヲ以テ二十八匁ヨリ、卅日ニシテ交易ス、コニ於テ隱シ賣リ、買シメ等穿鑿ヲ遂ラレ、咎ヲ受ル者少カラズ、此上錢高直ニ成ラザル様ト、種々糺明セラレ、市中御觸數度出サル、然レドモコレヲ用ヒザルニヨリ、猶又嚴敷吟味

ヲ遂ラレ、古來ヨリ銀ニテ賣來リ候諸品、錢ニテ賣申儀コレアル間敷、前々ヨリ銀直段ノ品類ハ銀ニテ賣リ、錢ニテハ交易致スマジキ旨相觸ラル、其制令ヲ用ヒズ、錢ニテ賣買致ス者追々糺明セラレ、彌他國ヘ錢遣シ候事ヲ嚴敷停止セラル、是迄錢極メノ物モ、他國ヘハ銀ニテ遣スベク、相背クモノハ過料・曲事仰付ラレ、市中甚喧シク騒動セシナリ、右ハ其ノ頃錢拂底ノウヘ、改鑄ノ文金銀位宣シカラズ、市民歸服セズ、又諸國共新文金銀行ハレズ、眞偽ノ疑惑コレアリ、依ツテ諸品代錢ニテ積下ダスベキ様、國々ヨリ注文コレアリ、其ノ上文ノ字銀小玉少ナク、小銀ノ受拂是非ナク代錢ニテ取扱フ故、愈々錢乏シク高直ナリ」と云へる事實に基いたものであらう。

かくの如きは金銀改惡にのみ依存するのではなく、一般に錢の使用が普及したことがその最大なる理由と考へられる。その後盛んに錢貨を鑄造し、又仙臺通寶の如く、藩に依つては、その藩流通の錢貨を鑄造したものもある。従つて錢の相場も公定價格に復し、さらに明和安永の頃から一層下落して、兩に六七貫文になつた。「其後文化年ニ至リ九匁ヨリ三四分（錢一貫文につき、筆者註）マデヲ常トス、故ニ元文ノ頃トハ事替リ、錢ヲ以テ賣買スル品類モ今皆銀直段トナリ、前々ヨリ錢極メノ物、或ハ賃錢ヲ以テ今日ヲ送ル傭夫ノ者ドモハ、錢下直ニ付甚困リ云々」（「三貨圖彙」卷五）と云はれてゐる。

しかし實際上錢が豊富となつたかどうかと云へば、決してさうではなかつたやうである。地方に依つては錢拂底に依つて甚だ困却したところもあり、その相場も下直ならざる地方も見受けられる。錢があ

まり拂底であつたために、錢の代用として紙札を發行したところもある。紙札の表面又は裏面に明かに「正錢拂底ニ付」と記してゐる(後圖参照)。又江戸にあつても嘉永頃には相場は兩に六貫貳三百文であつたのに錢拂底であつたと見え、次ぎの如き記録が殘つてゐる(「兩替商年代記關鍵」卷一、三六四頁)。

「乍恐以書付奉申上候

一御定兩替屋三組行事芝宇田川横町熊次郎地借徳兵衛、三番組須田町貳丁目金藏地借惣兵衛外七人奉申上候。去ル十一月中旬比ヨリ追々兩替錢拂底ニ相成候間、最寄諸商人共へ精々買廻仕、少々ツ、買取次第小賣致居候得共、當十二月初旬ニ至リ、猶拂底ニ相成候ニ付、其段可申上奉存候處、山の手芝邊其外ニ同渡世之者共、御呼出相成候趣風間及承候間、厚 御世話被爲在候儀と乍薩難有仕合ニ奉存候ニ付、差扣罷在候儀ニ御座候。然ル處拂底段不申上罷在候處御尋ニ預り、何共奉恐入候。何卒前文之子細聞召被爲譯、御慈悲御沙汰奉願上、以上

嘉永六丑年

十二月十一日

芝宇田川横町

熊次郎地借

三組 徳・兵衛
外八人

御番所様

かくの如き錢の拂底は一般の經濟生活に大なる影響を與へたものと見られる。殊に江戸大坂のやうな大都市におゐて、最も痛切に感じたには違ひないが、それ等の都市では錢の供給も亦容易に行なはれたらうから、比較的問題は少なかつたのであらう。然るに地方の宿驛の如きは日常の人馬往來に多額の小錢を必要としたのにも拘らず、錢拂底で大いに迷惑したらしい。天保十四年四月に下總國生實村でも「錢不足の場所に有之、難澁至極の事」と云ふ記事がある（拙稿「下總生實領助郷騒動」三田學會雜誌第三十二卷第四號所載）。従つてこの拂底に對する右急策として、紙札を發行した宿驛も少なくない（第一圖參照）。その外普請所とか（第二圖B、C）、鑛山とか（第二圖A、D）、日傭人足を多く使用するところでは矢張り錢拂底のために紙札を發行してゐるところが多い（第二圖參照）。

元來紙札はかなり古くから始まつてゐて、伊勢領の紙札の如きは慶長以前、又は足利時代に始まつてゐると云はれてゐる。しかし徳川時代には各藩がその財政救濟の一手段として發行し、そのために當時の論者からは、一般に惡策として擯斥されてゐる。紙幣發行を是認する論者は頗る少ない。それでも拘らず各藩共に藩札を發行し、幕末に至るにつれて益々多くなつてゐる。明治新政府がこれを買收するに必要として額は、紙幣二千二百六十一萬八千二百八十八圓、銀銅貨二百三十一萬六千八百六十五圓餘であると云ふ。これは收集したものであるが、然らざるものもなほ多かつたらうと思ふ。しかもそれは紙札の額面以下であつたらう。第三圖に示したやうに勢州松坂の壹匁領の羽書は壹錢五厘の大藏省印が捺

第一圖版 (A)

原寸大



(表)



(裏)

第一圖版 (B)

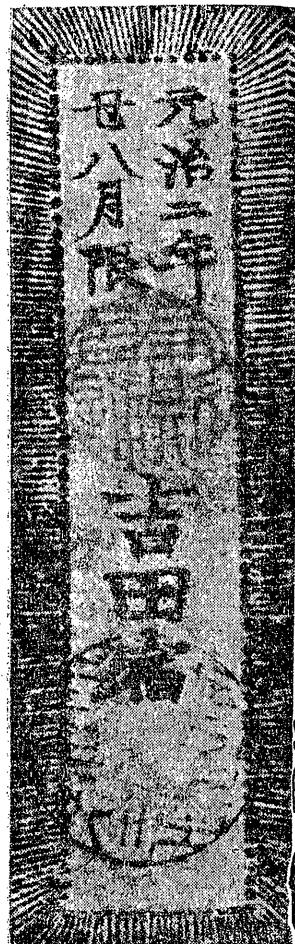
第十七卷

第三號

(三三)

一一一

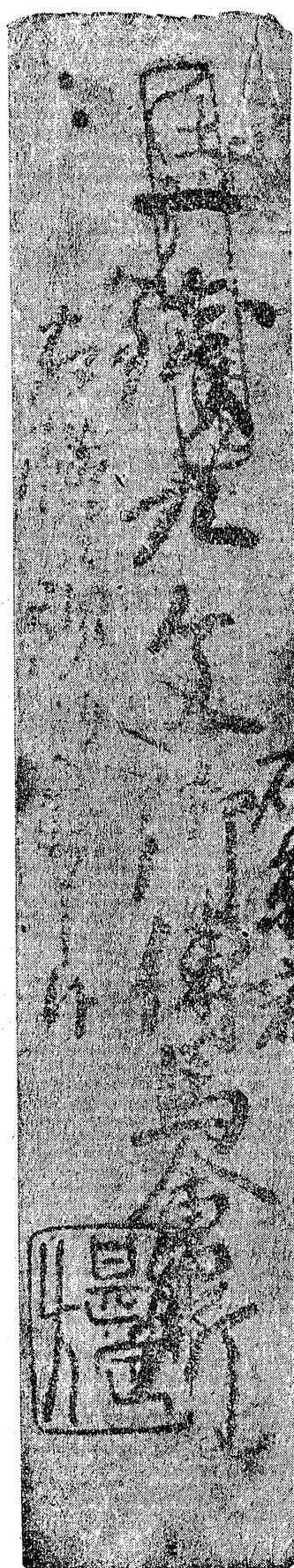
原寸大



(表)



(表)



(裏)



(裏)

第二圖版（A）

原寸大



(表)



(裏)

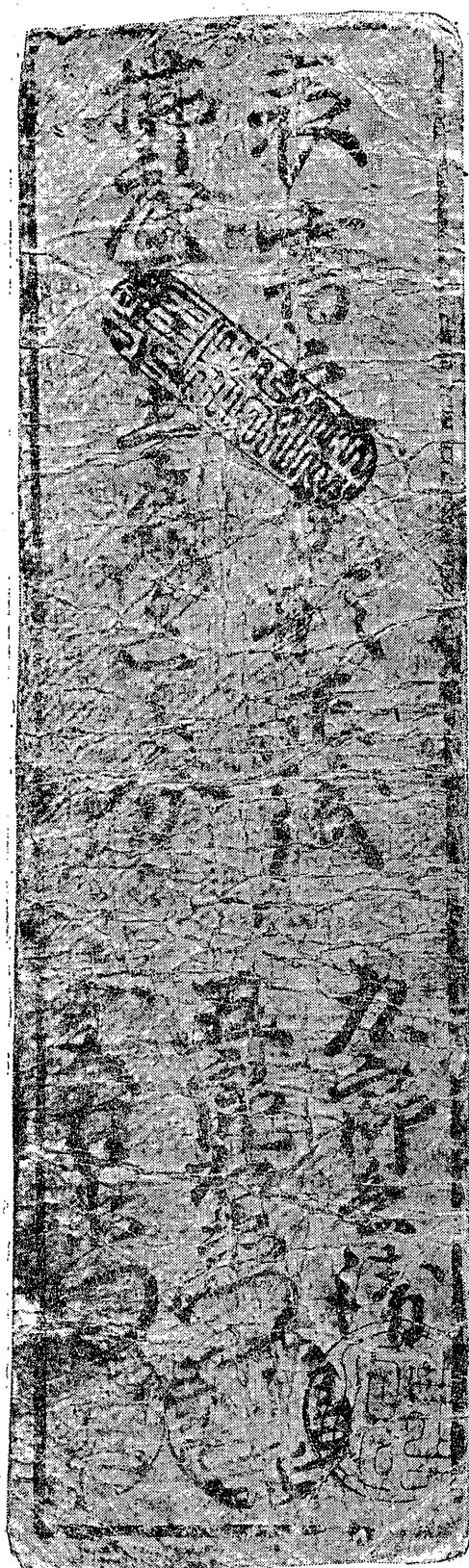
第二圖版(B)

第十七卷 第三號

(三三四)

二四

原寸大



(裏)



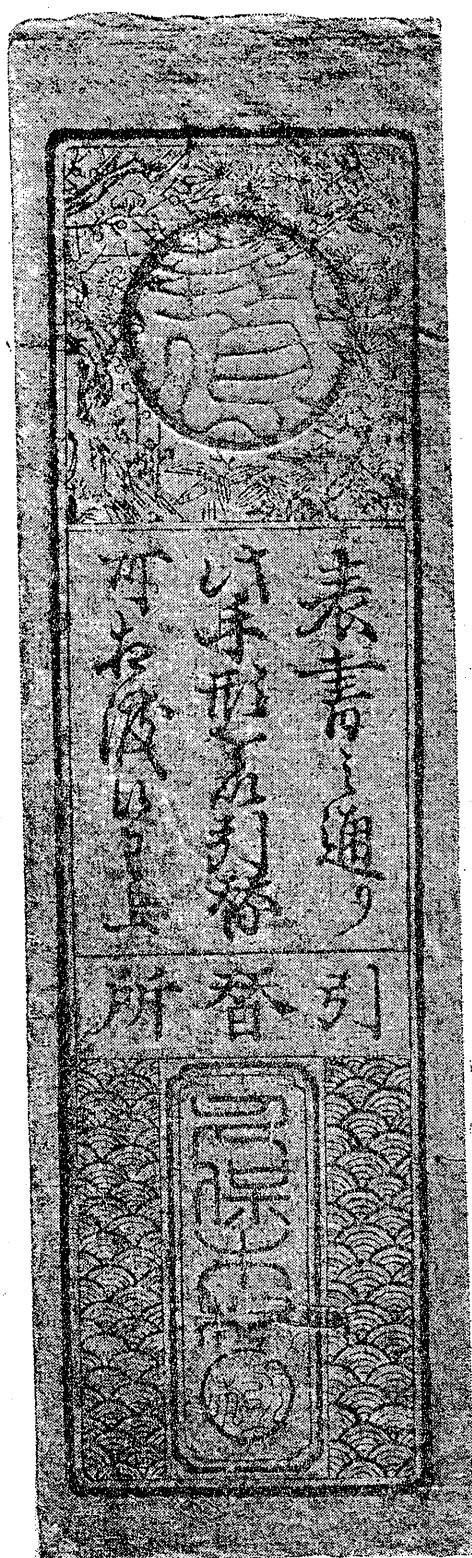
(表)

第二圖版 (C)

原寸大



(表)



(裏)

第二圖版(D)

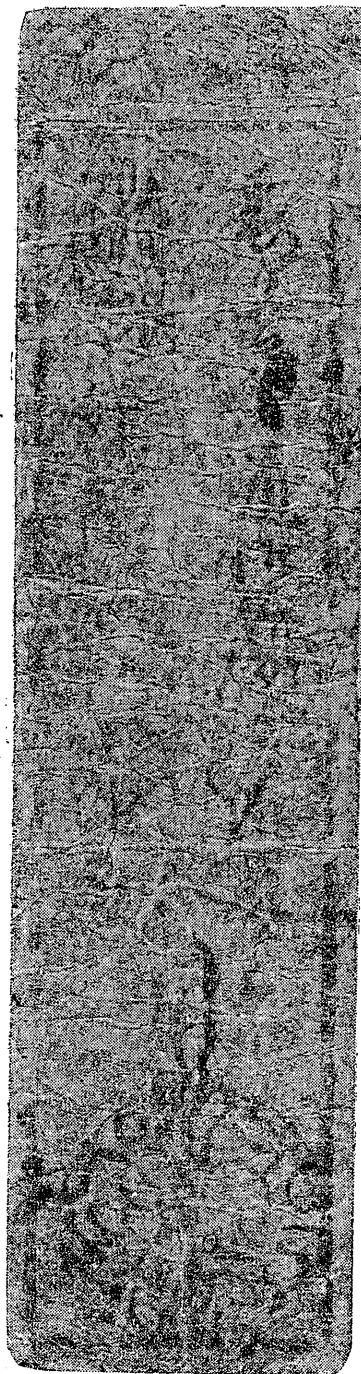
史學

第十七卷

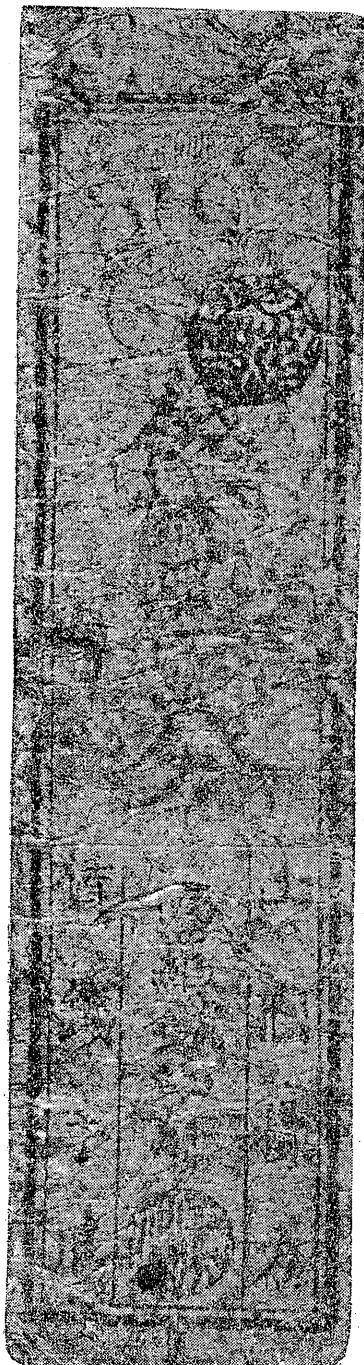
第三號

(三十六)

原寸大



(裏)



(表)

第三圖版



(表)



(表)

徳川貨幣制度の本質について（野村）

され、勢州山田の同じく壹匁領の羽書には壹錢四厘とされ如何なるわけか一厘の差を附けられてゐる。

何れにしてもかく多くの藩札、もしくはその他の紙札の發行されたのは、單に財政救濟のためとのみ解することは出來ない。殊に比較的小額の紙幣もかなり發行されてゐる點から見ても、その發行理由の一つとして通貨の不足を擧げることが出来るであらう。要するに徳川時代における貨幣經濟の發展と共に、鑄貨の不足を生じ、そのため一方武士階級の財政難も生じたらうが、他方金融流通にも不足を生じ、あるひは惡幣の鑄造となり、あるひは紙幣の發行となつたものと考へられる。

五

以上私は大體徳川時代にあつて貨幣的職能をなしてゐた米・金・銀・錢並びに紙札について主要な點を略述した。その結果として次ぎのやうなことが云へる。徳川氏が天下を統一すると共に、金銀錢の三貨を基礎とする全國的貨幣制度を樹立した。然るに貨幣經濟が進展するにつれて、その貨幣制度そのものに存する矛盾とその後になされた改悪とに依つて、漸次に惡化して、著しく後退性を示して來た。換言すれば貨幣制度は封建化し、地方化したと云へよう。

江戸・大坂・京都を始め大都市その他における大取引は金銀を以つて呼ばれてはゐるが、それ等の商品的性質が著しいために、出來る限り金銀そのものを直接に移動しないで、爲替その他の方法で決済す

る。大坂が銀を、江戸が金を使用しながら、兩者間に金銀を輸送することとなるたけ避けるやうに、地方と地方との取引にも現金を避けて、爲替手形を以つてした。最初に示した例の如き爲替手形のやうな信用制度が想像以上に發達してゐるのは、貨幣經濟が發達しつゝあるのに比して、貨幣制度そのものが後退してゐるためであつて、決して眞の貨幣制度發展の結果ではない。

従つて貨幣の流通は地方的である。勿論金銀錢の三貨は全國何處でも通用した。しかし前掲の大坂における錢貨移出を禁止したり、又富山の賣藥行商人に藩内の貨幣持出しを禁じたり、法律的に流通範囲を局限した例もあるし、實際上他に運搬する危険と云ふ自然的制限も存してゐた。従つて金銀錢何れも各地に依つて相場を異にしてゐる。故に徳川時代にあつては、ある一定時の金銀錢の相場を知つても、それはその時その地方の相場であつて、それを以つて全國同様であると推斷することは出來ない。

藩札その他の紙札の流通は勿論一定範囲に局限されてゐる。伊勢山田の羽書が鳥羽、和歌山、藤堂藩などでも流通したとのことであるが、むしろそれは例外で、概して著しく限定された範囲に止まつてゐた。従つて他領に出る時には、今日外國に旅行する時の如く、藩札では役に立たない。しかもそれ等の地方的紙幣は一般民からは攘斥されながらも、領内では強制的に、しかも今の紙幣とは異なり、頗る不利な條件の下で流通してゐたのである。

かくの如き貨幣流通の下にあつて、最も普遍的な貨幣は錢であつた。従つてその材料たる銅が特に重

視され、幕末安政五年の條約に際しても、金銀地金及び金銀貨幣は自由に輸出入を許可して置きながら、銅及び銅貨は制限した。即ち銅は政府の專賣とし、銅貨はその輸出を禁止してゐる。錢はこの點から見ても、徳川時代の貨幣經濟に最も重要な役割を有してゐたと解すべきものであらう。

要するに徳川時代の貨幣制度は未だ近世的に完成されてゐない。又當時の爲政者も、識者も貨幣の本質について十分に知らなかつた。しかしそのために國民はかなり早くから紙片に依る流通に慣らされて來たとも云へ、それが明治以後の紙幣政策に有效であつたとも云へるかも知れない。貨幣の本源的機能である交換の一般的媒介物たる機能は主として錢又は紙札に依つて果たされ、金銀はむしろ主として派生的な價値貯藏の機能を果たすものとされたと云つてもよい。もしそれ價値の尺度としての貨幣的機能に至つては頗る不確定であつて、單に概算的な、一時的な、地方的な標準を示すに過ぎなかつた。これ今日徳川時代の物價を明かにせんとしても、その把握すべきところが明かならずして、吾人をして甚だ當惑を感じしむる所以であらう。

(昭和十四年二月十二日稿)